

辯護側文書 一四〇〇—Y—四

一九四〇年（昭和十五年）十二月二十日 ルーズヴェルト大統領の
署名せる布告等二四五—一號

一九四〇年（昭和十五年）六月二日承認された「国防強化促進法」と題する法律の第六項に左の如く規定しあるに鑑み、
こゝに一九四〇年（昭和十五年）六月二日布告等二四一—三號に引用されたる同法の原文が記載せられてある。（第二二—一頁に印刷）

余、亞米利加合衆國大統領フランクリン・デイ・ルーズヴェルトは前記法律により余に附與されたる権限に準據し、輸出統制管理局長の勅告に基き、一九四一年（昭和十六年）一月六日以降、左記の物品及び資材は「一九四〇年（昭和十五年）七月二日承認されたる「国防強化促進法」第六項の施行」と題する一九四〇年（昭和十五年）七月二日附布告等二四一—三號に規定せられある如くその都度認可書により輸出制限を附與されたるもの以外は、合衆國より輸出せざることが国防上必要なりと

決定せることを茲に布告す。

- 1、臭素
- 2、エチレン
- 3、エチレンダイプロマイド
- 4、メチルアミン
- 5、ストロンアウム金属及鑽石
- 6、コバルト
- 7、研磨料及び研磨紙及び研磨布は勿論のこと、金剛砂、銅玉、又は和梅石を含む研磨製品
- 8、造形 造機及印刷機
- 9、測定機
- 10、計器
- 11、検査機
- 12、平衡器
- 13、水力ポンプ

14、工業用ダイヤモンドを用ひた器具
15、航空潤滑油製造の爲の設備及設計

余は證としてこゝに自ら署名をなし、アメリカ合衆國國璽を押捺せしむ
西歴一九四〇年（昭和十五年）アメリカ合衆國獨立紀元
一六五年十二月二十日ワシントン市に於て之を爲す

フランクリン・ルーズベルト

（依命）

國務長官コーデル・ハル

合衆國對外關係——日本——
一九三一年（昭和六年）—一九四一年（昭和十六年）第二卷二三六頁
よりの抜萃